

未成年者喫煙禁止法とは？

未成年者の喫煙は、法律によって禁止されていることをご存知ですか？

どんな法律か、簡単に説明します。



第1条

満20歳未満の者の喫煙を禁止している。

第2条

未成年者が喫煙のために所持するタバコおよびその器具について、行政処分としての没収のみが行われる

第3条

未成年者の喫煙を知りつつも静しなかった親権者やその代わりに監督者は、刑事罰である科料に処せられる

第4条

タバコまたは器具の販売者は未成年者の喫煙の防止に資するために年齢の確認その他必要な措置を講ずるものとされている

第5条

未成年者が自分自身で喫煙することを知らずながらタバコや器具を販売した者は、50万円以下の罰金に処せられる

第6条

法人の代表者や営業者の代理人、使用人その他の従業者が、法人ないし営業者の業務に関して未成年者にタバコを販売した場合には、行為者とともに法人ないし営業者を前条と同様に罰する